

**現場代理人及び主任（監理）技術者の
工事現場への常駐（専任）義務の緩和について**

平成24年4月1日

このことについて、次のとおり改正します。

1 改正内容

（1）現場代理人の常駐義務の緩和について

岡山県南部水道企業団工事請負契約約款により、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りなどを行うこととしていますが、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について工事現場に常駐しなくても円滑な工事の遂行が可能なため、一定の要件のもとに**常駐の義務を緩和**します。

（2）主任（監理）技術者の専任義務の緩和について

請負金額 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の工事に配置される主任（監理）技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとしていますが、一定の要件のもとに**専任の義務を緩和**します。

2 常駐（専任）義務の緩和を認める要件

次のいずれかに該当する場合、現場代理人及び主任（監理）技術者の工事現場への常駐（専任）義務を緩和します。

- （1）現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない場合
- （2）岡山県南部水道企業団工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している場合
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている場合
- （4）その他、工事現場において作業等が行われていない場合

3 手続き

1の常駐（専任）義務の緩和措置を希望する場合は、所定の様式に必要事項を記入・押印の上、監督員に2部提出し、協議を行ってください。

なお、常駐（専任）義務の緩和に関する協議を行った後、常駐（専任）を要しない期間に変更が生じた場合についても同様の協議を行ってください。

4 改正時期

平成24年4月1日以降公告（指名通知）分

5 その他注意事項

3の協議により常駐（専任）義務を免除された者は、専任（常駐）を要しない他の工事へ主任技術者等として配置することができますが、新たに配置される他の工事の履行期限（検査合格までに見込まれる期間等を含む。）が常駐（専任）を要しない期間の範囲内であることが条件となります。

【問い合わせ先】

岡山県南部水道企業団総務課

電話（086）465-5050